

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年9月15日)

陳情8年輝く鳥取第15号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－15 (R8.8.27)	輝 く 鳥 取	「TVアニメ『Re:ゼロから始める異世界生活』4th season」コラボレーション企画における広報物の表現及び県の対応について	
▶陳情事項 鳥取県議会から県執行部に対して、次の事項を求めること。 (1) 本コラボレーション企画に係る広報物（ポスター、等身大パネル、パンフレット等）の作成に当たり、「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に立った表現～」に定める「行政広報物点検表」による事前点検が行われなかったこと（陳情者の照会に対し、同ガイドラインを所管する未来創造課から本企画に係る行政広報物点検表は存在しない旨の回答があったこと）について、その事実関係及び経緯を正式に明らかにすること。 (2) 今後、県又は県有施設の指定管理者等が、漫画・アニメ作品等とのコラボレーションに係る広報物を作成する場合においても、上記ガイドラインが適用されることを庁内に周知徹底するとともに、同ガイドラインが現在対象としていない暴力的・残虐的表現及び疾病・障がいの状態の描写に関する観点を補うため、同ガイドラインの拡充又はこれに準ずる基準の整備を行うこと。 併せて、コラボレーション企画を所管する観光戦略課において、対象作品の選定基準、権利元から提供される素材の事前確認、関係部局との協議及び事業効果の検証の各手続を定めた「コラボレーション企画実施基準」（仮称）を策定すること。 (3) 上記(2)の検討、整備及び策定に当たっては、観光戦略課の単独の判断によることなく、上記ガイドラインを所管する未来創造課（男女協働未来創造本部）、鳥取県人権尊重の社会づくり条例を所管する人権尊重社会推進課、及び障がい福祉を所管する部局と共同して行うこと。 (4) 本コラボレーション企画の検討・決定に至る過程において、鳥取県知事が当該作品の暴力的・性的な内容を認識した上でこれを承認したか否かについて、その根拠となる決裁文書等を含め、鳥取県議会に対して説明すること。 (5) 上記(1)から(4)までの事項について、鳥取県が達成すべき具体的な期限及び対応内容を明らかにすること。			

▶陳情理由

(1) 本陳情の経緯

鳥取県では、令和8年4月から同年8月末までの間、「TVアニメ『Re:ゼロから始める異世界生活』4th season」とのコラボレーションキャンペーンを実施した。本企画は、鳥取砂丘をはじめとする県内の主要な観光施設に当該アニメの女性キャラクターの等身大パネルやポスターを設置するとともに、スタンプラリーを実施するものである。

陳情者は、本企画の広報物の表現に看過し難い問題があると考え、「鳥取県民の声」制度を通じて鳥取県観光戦略課に意見・質問を提出した。以降、同課との間でメール及び電話による複数回のやり取りを行ったが、その回答には内容の矛盾、質問への未回答等の不備が認めら

れ、また、県が自ら定める条例及びガイドラインを踏まえた検討がなされた形跡も確認できなかった。さらに、事実関係を客観的な資料により確認するために行った公文書開示請求への対応についても、後記(7)のとおり、条例の趣旨に沿ったものとは言い難い経過をたどっている。そのため、この度、鳥取県議会に対し本陳情を提出するものである。

(2) 本企画の広報物における問題点

ア 過度に性的な表現について

展示されているキャラクターイラストの一部には、タイツ状の衣装により下半身のボディラインが過度に強調された表現が用いられている。鳥取砂丘のビジターセンターなど、年齢・性別を問わず多様な人々が訪れる公共の観光施設において、このような表現を来場者の目に触れやすい形で掲示することは、子どもや家族連れの来場者への配慮を欠くものである。

イ 女性キャラクターが暴力により植物状態に陥った様子の表現について

展示物の一部には、車椅子に乗ったまま眠っているキャラクターのイラストが用いられている。当該キャラクターは、作中で敵対者による加害行為の結果として植物状態に陥ったという設定を持つ女性キャラクターであり、当該表現は、女性に対する暴力の帰結を視覚的に想起させるものである。

また、こうした表現を観光振興のコンテンツとして用いることは、県内にもおられる遷延性意識障がい当事者及びそのご家族に対する配慮を欠くとともに、当該キャラクター及び作品を大切に思うファンの心情にも反するものである。

ウ 作品の性質と公共施設におけるコラボレーションの適否について

当該アニメ作品は、登場人物が不条理な暴力（拷問・四肢切断等）を受けて繰り返し死亡し、時間を遡ってやり直すという内容であり、また女性キャラクターの脱衣シーンも頻出する、性的・暴力的表現の強い作品である。これまで鳥取県が連携してきた「名探偵コナン」「ゲゲゲの鬼太郎」等の作品は、登場人物の死が描かれる場面があるとしても、勧善懲悪の枠組みを保った作品であり、本作とは性質が異なるものである。

エ 他の事例との比較

同一アニメ作品とコラボレーションを行った県内のドラッグストアチェーンでは、専用のイラストを用いながらも、植物状態にあるキャラクターの表現は用いず、全キャラクターを健在の姿で描くという配慮がなされている。また、香川県観音寺市が実施した別作品（暴力的な内容を含むアニメ）とのコラボレーションにおいても、キャラクターが市内の観光地で楽しむ構図のイラストを用いることで、作品本来の暴力的・残虐な要素を前面に出さない工夫がなされている。

いずれも、原作の世界観を用いながら、掲出される場に応じた表現上の調整を行うことは十分に可能であることを示している。「原作を再現したものである」という県の説明は、こうした調整を行わなかったことの理由にはならない。

(3) 鳥取県が自ら定める条例及び指針との整合性について

本件の核心は、単なる価値観の相違ではなく、鳥取県が自ら定めた規範を、県自身が遵守していないおそれがあるという点にある。以下、具体的に指摘する。

ア 鳥取県男女共同参画推進条例第22条について

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第22条は、「公衆に表示する情報に係る制限」として、次のとおり定めている。

「何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度

の性的な表現を行わないように努めなければならない。」

本規定は「何人も」を名宛人としており、県自身も当然にこれに含まれる。上記(2)アの表現は「過度の性的な表現」に、同イの表現は「異性に対する暴力を……連想させる表現」に、それぞれ該当するおそれが高い。

同条は努力義務規定であり、直ちに違法となる性質のものではない。しかし、県民に対して努力を求める規定を定めた県自身が、県の主要な観光施設において、県費を投じて、当該規定が想定する表現を掲出しているという事実は、条例の実効性そのものを損なうものである。

イ 「鳥取県行政広報物ガイドライン」について

より重大な問題は、鳥取県が既に、上記条例第22条の趣旨を反映するためのガイドラインを策定・運用しているにもかかわらず、本企画においてこれが機能しなかったことが、県側の回答自体によって裏付けられていることである。

鳥取県は、平成17年11月（平成28年6月改訂）、上記条例第22条の趣旨を反映させるものとして、鳥取県男女共同参画計画に定める施策の一つとして「鳥取県行政広報物ガイドライン～男女共同参画の視点に立った表現～」(策定時所管：女性活躍推進課。現在は未来創造課(男女協働未来創造本部)が所管)を策定している。同ガイドラインについて、特に次の各点を指摘する。

(ア) 適用対象

同ガイドラインが対象とする「行政広報物」には、ポスター及びパンフレットが明示的に含まれ、かつ「県有施設の指定管理や県業務の委託により、指定管理者や委託先が作成する広報物を含む」とされている。本企画の広報物は、まさにこの対象に該当するものと考えられる。

(イ) 事前点検の手续とその不履行

同ガイドライン「7 運用」は、各機関に対し、行政広報物の作成に当たって「行政広報物点検表」による自主点検を行うこと(同(2))、指定管理者等が作成する場合には事前に本ガイドラインを提示し、不適切と思われる表現が含まれる場合には修正を指示すること(同(3))を定めている。

この点、陳情者が令和8年8月7日、同ガイドラインを所管する未来創造課に電話で照会したところ、本企画に係る行政広報物点検表は存在しないとの回答を得た。すなわち、本企画においては、県が自ら定めた事前点検の手續が履行されていなかったものと認められる。

また、指定管理者等に対する同ガイドラインの事前提示(同(3))が行われたか否かについても、これまでの県の回答において説明は一切ない。これは所定の内部統制手續の不履行にほかならず、なぜこのような事態が生じたのか、その経緯を県として正式に明らかにすることは、再発防止の前提として不可欠である。

(ウ) 事後対応の定め

同ガイドライン「7 運用」(6)は、「配布・発信後に不適切な表現が含まれていることが判明した場合は、作成課において当該行政広報物を直ちに回収する等の適切な対応を行うとともに、女性活躍推進課に報告し、庁内で情報を共有する」と定めている。

すなわち、県には、事後に問題が判明した場合の対応手續が既に用意されている。にもかかわらず、観光戦略課は、陳情者からの指摘を受けた後も、ガイドライン所管課への報告や庁内共有を行った旨の説明を一切行っていない。

(エ) 「一律の基準の作成は考えていない」との回答について

観光戦略課は、陳情者の要望に対し、「一律の基準(ガイドライン)の作成は考えておりません」と回答している。

しかし、上記のとおり、鳥取県には既に行政広報物に関するガイドラインが存在する。この回答は、県が自ら策定・運用しているガイドラインの存在を前提としないままなされたものと見ざるを得ず、所管課において、本件が同ガイドラインの適用対象であるという認識自体が欠けていた可能性を示唆している。

したがって、本陳情が求めるのは、既存のガイドラインが本件のようなコラボレーション広報物にも適用されることを庁内に明確に周知し、その運用を確実にすること、及び、同ガイドラインが現在は男女共同参画の視点に限られていることから、暴力的・残虐的表現や疾病・障がいの状態の描写に関する観点を補うことである。県が「作品ごとに個別に判断する必要がある」ことを理由に基準の整備を否定するのは、既に基準を持ちながらそれを機能させていないという実態と整合しない。

加えて、同ガイドラインが対象とするのは、作成される広報物の表現面の点検である。コラボレーション企画における対象作品の選定、権利元から提供される素材の事前確認、関係部局との協議、事業効果の検証といった、企画の実施過程全体を律する基準は、現在の鳥取県には存在しない。本件で生じた一連の問題の多くがまさにこの過程で生じていることに鑑みれば、既存ガイドラインの運用の徹底・拡充と併せて、企画の実施主体である観光戦略課自身がこれらの手続を定めた実施基準を策定すること（陳情事項（２））が、再発防止の実効性を確保するために必要である。

ウ 鳥取県青少年健全育成条例との整合性について

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項は、著しく青少年の性的感情を刺激するもの（第1号）、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するもの（第2号）を、有害図書類として指定できると定めている。同条の指定基準においては、第2号の該当例として「殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面に露骨に表現しているもの」が挙げられている。

鳥取県は、全国的にも積極的に有害図書類の指定を行ってきた自治体として知られ、令和4年には、器具の紹介記事等を理由として複数の書籍を同条第1項第2号に基づき有害図書類に指定し、県外から広く注目を集めた経緯がある。

一方で、本企画が対象とする作品には、拷問や四肢切断といった、まさに同条の指定基準が例示する類型の描写が含まれている。当該作品そのものが有害図書類に該当するか否かはここでは論じないが、他者の出版物に対しては上記のような厳格な基準を適用する県が、自らが実施する事業においては、同種の描写を含む作品を、青少年を含む来場者が訪れる公共施設で顕彰し、スタンプラリー等により青少年の参加を促していることは、県の姿勢として著しく一貫性を欠く。県民から二重基準との批判を受けかねないものである。

エ 障がい者施策に関する県の理念との整合性について

鳥取県は、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（あいサポート条例）を制定し、障がい及び障がい者に対する県民の理解を深めること、障がいを理由とする差別の解消を図ることを基本としている。また、あいサポート運動を全国に先駆けて展開してきた自治体でもある。

上記（２）イの表現は、意識障がいのある人物が置かれた状態を、観光振興という本来無関係な目的のために視覚的素材として用いるものであり、県が長年にわたり掲げてきた上記の理念と調和するものとは言い難い。少なくとも、企画段階において障がい福祉を所管する部局の意見を聴取すべき事案であったと考える。

オ 鳥取県人権尊重の社会づくり条例との関係について

鳥取県は、平成8年、全国に先駆けて鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）を制定し、差別のない、真に人権の尊重される社会を目指すことを宣言している。

上記ア、ウ及びエで述べた各点に照らせば、本企画は、この県是ともいうべき理念に照らして十分な検討を経たものとは認められない。

カ 公費支出の適正性について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項は、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨を定めている。

本企画は県費を投じて実施された事業であり、その効果は客観的に検証されなければならない。しかし後述のとおり、県が本企画を「好評」と評価した根拠は、スタンプラリーの景品が想定より早期に品切れとなったことのみであった。これは事業効果の測定として明らかに不十分であり、公費支出の適正性を説明するに足りるものではない。

（４）海外への訴求を選定理由とすることの当否について

鳥取県は、本企画の選定理由の一つとして、海外のファン層（特に若年層）に対する訴求効果を挙げている。しかしながら、欧米をはじめとする一部の国・地域では、実写であるか否かを問わず、未成年を連想させる性的な表現物に対する規制や社会的な受け止め方が、日本国内よりも厳しい場合があることが指摘されている。例えば米国では、実在する児童の存在を要件とせず、未成年に見える人物が性的に露骨な行為を行っているように描かれた図画（漫画・イラストを含む。）のうち、わいせつと認められるものを対象とする連邦法（いわゆる PROTECT Act of 2003、18 U.S.C. § 1466A）が存在する。

「海外の新規層へのアピール」を選定理由として掲げるのであれば、本来、こうした国・地域ごとの規制や受け止め方の違いについても、事前に十分な検討がなされてしかるべきであった。

しかし、これまでの回答及びやり取りの中で、こうした観点からの検討がなされたことをうかがわせる説明は一切ない。海外への訴求を掲げること自体は否定されるべきものではないが、その相手方における受容のされ方を検討しないまま掲出内容を決定することは、かえって鳥取県及び我が国の対外的な評価を損なうおそれがある。

（５）鳥取県という公的機関が実施することの特殊性について

一般の民間事業者が実施するコラボレーションであれば、その内容に納得できない消費者は、当該企業の商品・サービスの利用を任意に控える（いわゆる「ボイコット」）ことで意思表示をすることができる。これに対し、鳥取県という地方公共団体が主体となって実施する本企画については、県民が県の行政サービスの利用や納税等を回避することは事実上不可能であり、県民は本企画の内容を一方的に受け入れざるを得ない立場に置かれる。

また、本企画は、鳥取砂丘ビジターセンターのように、そもそも当該アニメ作品とは無関係に、幅広い層が日常的に訪れる公共施設において実施されている。このような場所において、来場者が事前に選択・回避する余地のないまま性的・暴力的な表現を含む展示に触れさせられることは、いわゆる「見ない権利」を侵害するものといえる。

前記（３）イに述べたガイドラインが「行政広報物は私的な表現ではなく公的な表現です。男女共同参画を阻害するような内容であってはならないことを認識する必要があります」と明記しているのは、まさにこうした公的表現の特殊性を踏まえたものである。回避可能性を欠く公的表現であるからこそ、民間の事業者以上に慎重な事前検討が求められるところ、本件においてそれが行われた形跡は認められない。

（６）鳥取県（観光戦略課）とのやり取りの経過及びその対応における問題点

ア 「鳥取県民の声」への意見・質問の提出と回答

陳情者は、「鳥取県民の声」を通じて、上記（２）の問題点を指摘するとともに、企画段階における懸念の有無、作品選定の経緯、知事による内容把握の有無等について質問した。これに対し鳥取県観光戦略課は、キャラクターの衣装や状態等は「アニメ4th seasonの世界観を大事にするため原作を再現したもの」であるとしつつ、「可能であれば展示方法等についての変更を検討する」との回答を行った。また、

作品の選定理由については、制作会社からの打診を契機としたこと、及び作品の人気とストーリーとの親和性を理由として挙げるとともに、「多くの方にとって好評をいただいている」とした。

しかしながら、この回答は、陳情者が具体的に指摘した①性的表現、②植物状態のキャラクターの表現という二つの論点について、企画段階での懸念の有無という質問に実質的に答えるものではなく、また、知事が作品の内容を認識した上で承認したか否かという質問についても、明確な回答がなされなかった。

イ 電話でのやり取りにおいて判明した内容とメール回答との齟齬

その後の観光戦略課の担当者との電話でのやり取り（令和8年7月6日を初回として、後記(7)の照会を含めこれまでに計3回）において、以下の点が判明した。

- ・「多くの方に好評」との評価の根拠は、アンケート等の客観的な調査ではなく、「用意していたスタンプラリーの景品が想定より大幅に早い段階で無くなったこと」のみであった。景品の早期不足は準備数量の見込み違いを示すものであり、事業効果の測定としては成り立たない。また、スタンプラリーに参加する層は本企画の表現内容を許容できる人々に限られるため、これをもって県民・観光客全体の評価とすることはできない。
- ・メール回答にあった「展示方法等についての変更を検討する」という記述について電話で確認したところ、「現在、具体的に動いている対応は無い」との回答であった。文書による回答と実際の対応状況との間に、看過できない齟齬が存在する。
- ・本企画はアニメ制作会社からの打診を受けて実施されたものであり、展示イラストも制作会社側が準備したものがほぼそのまま用いられたとのことであった。また、企画の検討過程において、暴力的な要素を含むことについて県庁内で疑義が挙がることはなかったとのことであった。すなわち、県は、外部から提供された素材を、県自身の基準に照らした点検を経ないまま、県の広報物として掲出したことになる。
- ・鳥取県知事は、本企画に際し当該アニメキャラクターの仮装によるPR活動を行っているが、担当者からは、知事が作品の内容（暴力性・性的表現等）について「大まかには把握していたはずだ」という程度の説明しか得られず、知事本人が内容を十分に認識した上で企画を承認したか否かは、依然として明らかになっていない。

ウ 再度の意見提出と鳥取県からの回答、及びその問題点

陳情者は、以上を踏まえ、①問題のある掲示物の撤去、②コラボレーション企画の適否を判断するガイドラインの策定、③人権尊重社会推進課との連携によるその検討・策定、④これらの具体的な期限及び対応内容の明示、の4点を要望として鳥取県に再度提出した。

これに対し鳥取県は、当該掲示物について「展示している各施設への聞き取りの結果、配慮が欠けているという意見は聞いていない」として撤去は行わない考えを示す一方、「ストーリーの説明書きを掲示物に加える」等の対応を権利元と協議のうえ検討するとした。また、ガイドラインの策定については、「作品ごとに個別に判断すべきものであり、一律の基準の作成は考えていない」として、これを行わない旨の回答であった。この回答には、以下のような問題がある。

- ・前記(3)イ(エ)のとおり、県には既に行政広報物に関するガイドラインが存在する。「一律の基準の作成は考えていない」との回答は、この事実を踏まえたものとは認められない。
- ・当初「検討します」としていた対応について、電話では「具体的に動いている対応は無い」との説明があったにもかかわらず、再度の回答では前向きな検討を示す記述がなされるなど、回答内容に一貫性が見られない。
- ・展示に対する懸念の有無について「各施設への聞き取り」のみを根拠としているが、これは掲示を受け入れた施設側の認識に基づくも

のであり、当事者や来場者を含む幅広い関係者の意見を反映したものとは言えない。前記(3)イ(ウ)のとおり、県のガイドラインは、事後に不適切な表現が判明した場合の対応手続を既に定めており、その履行状況についても説明がない。

- ・撤去に代わる対応として示された「ストーリーの説明書きを加える」という方策は、当該表現を前提としたまま掲出を継続し、これに接する者に対して作品の文脈の理解を求めるものであって、公共空間における当該表現の掲出自体の適否という問題に応えるものではない。

- ・知事が作品の内容を認識した上で承認したか否かという論点について、鳥取県から明確な説明は、これまで一度もなされていない。

(7) 公文書開示請求に係る通知の遅延について

陳情者は、令和8年8月7日、以上の事実関係を客観的な資料により確認するため、実施機関を鳥取県知事とする公文書開示請求を電子申請により行った。開示を求めた公文書は、本企画に係る意思決定過程の決裁文書、行政広報物点検表、権利元との協定書・協議に係る記録、事業費に関する書類、及び知事によるPR活動に係る決裁文書等である。同請求は同日中に受理され、電子申請システムの処理履歴にも同日付けの「申込」及び「受理」が記録されている。

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条第1項は、実施機関は開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないと定め、同条第2項は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができるが、この場合には、速やかに、開示請求者に対して延長する理由及び期間を書面により通知しなければならないと定めている。

しかしながら、上記の15日の期間が令和8年8月21日をもって満了した後も、陳情者に対しては、開示決定等の通知も、期間延長の通知も、一切なされなかった（陳情者は受信状況を逐一確認しており、見落としはない）。そこで陳情者が令和8年8月24日、担当窓口で電話により状況を照会したところ、開示決定等の期間の延長は既に決定しており、決定自体は15日の期間内に行ったが、延長通知書は未だ発送しておらず、これから発送する、との説明を受けた。また、電子申請システム上のステータスは「受理」までしか反映されない仕組みであり、その後の手続の進行状況を請求者の側から確認する手段はないとのことであった。

その後、令和8年8月25日、期間満了日である同月21日付けの決定期間延長通知書（鳥取県輝く鳥取創造本部長名義）が陳情者に到達した。同通知書によれば、延長後の決定期間は令和8年8月7日から同年9月24日までとされ、延長の理由は、「請求に係る公文書を特定したところ、第三者に関する情報が含まれる見込みであることから、当該第三者からの意見の聴取に一定の日数を必要とするため、当初の期限までに開示決定等を行うことが困難である」というものである。また、同通知書に記載された担当課は観光交流局観光戦略課（魅力発信担当）であり、本件開示請求の処理は、本陳情においてその対応の適否が問われている当の所管課において行われている。

同条例第7条第2項が期間の延長に際して義務付ける書面による通知は、開示請求者が延長の事実、その理由及び新たな期限を知るための唯一の手段であり、これが請求者に到達しない限り、請求者から見れば延長の決定は存在しないに等しい。仮に延長の決定自体が期間内に行われていたとしても、期間満了日の日付を付した通知書が、満了から3日を経た請求者からの照会の時点においてもなお発送されておらず、照会の翌日に至って初めて到達したという経過は、同項の「速やかに」との要請に沿うものとは言いがたい。請求者が自ら照会しなければ、通知がいつなされたかも定かでない。なお、延長の理由とされた第三者からの意見の聴取は、同条例第14条に定められた手続であり、陳情者はその実施自体を問題とするものではない。しかし、本件開示請求の対象には権利元との協定書等、第三者に関する情報が含まれ得ることは請求の内容自体から明らかであったのであり、このことは、通知の発送が上記のとおり遅延したことを正当化するものではない。

さらに、延長後の開示決定等の期限である令和8年9月24日は、同条例第7条第2項が認める30日の延長を上限まで用いたもの（延長後の期間の末日が休日に当たるため、翌開庁日とされたものと解される。）であり、開示の実施はその後となるため、行政広報物点検表の存否

に係る公文書、知事の決裁文書、事業費に関する書類等、本件の検証に不可欠な一次資料の確認は、県議会の9月定例会における審議に間に合わないおそれがある。前記(6)で指摘した回答の齟齬・不備と併せ考えれば、本件に関する県の説明責任の履行状況には重大な疑問があると言わざるを得ず、だからこそ、開示資料の到着を待つことなく、県議会による検証と執行部への説明の要求が必要である。なお、本項に述べた開示請求への対応それ自体は、本陳情の陳情事項としては掲げず、本件に関する県の説明責任の履行状況及び審議の緊要性を示す事実として記載するものである。

(8) 県議会による審議の必要性

本コラボレーション企画の実施期間は令和8年8月末までとされており、鳥取県議会の次期定例会(9月)における審議の時点では既に終了していることとなるため、掲示物の撤去を求める実益は失われている。そのため、本陳情では掲示物の撤去自体は陳情事項として掲げないこととしたが、上記2(2)及び(3)で指摘した問題点が解消されるものではなく、むしろ、今後の同種事案の再発防止に向けた制度的な対応こそが必要であると考えます。

陳情者が「鳥取県民の声」を通じて重ねてきたやり取りにおいて明らかになったのは、本件が、個別の表現に対する好悪の問題ではなく、県が自ら定めた条例及びガイドラインが、事業の実施過程において機能していなかったという、意思決定手続上の問題であるということである。外部から提供された素材を、県自身の基準に照らして点検することなく県の広報物として掲出し、指摘を受けた後も、既存のガイドラインに定められた事後対応手続に言及することすらなく、さらには、条例に基づく公文書開示請求に係る延長の通知すら、法定の期間の満了後、請求者からの照会を経て初めて発送されるという状況は、所管課との個別のやり取りによって是正され得るものではない。

加えて、県の広報活動の前面に立った知事本人が、当該作品の内容をどの程度認識した上でこれを承認したのかが今なお明らかでないことは、行政による意思決定の在り方そのものに関わる問題である。

よって、鳥取県議会において本件を審議いただき、既存の条例及びガイドラインの運用状況の検証と、実効性ある是正措置を執行部に求めていただく必要があると判断し、本陳情を提出するものである。

上記陳情事項につき、ご審議のうえ採択くださるよう、お願い申し上げます。

▶提出者

鳥取市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

輝く鳥取創造本部（観光交流局観光戦略課）

【現 状】

1 「Re：ゼロから始める異世界生活（略称「リゼロ」）」の概要

- ・著 者：長月 達平（ながつき たっぺい）氏
- ・原 作：ライトノベルで平成24年に連載が始まり、単行本は現在44巻まで発刊。（全世界シリーズ累計発行部数 1,600万部突破）
- ・放送概要：地上波（東京MX、TSK山陰中央テレビ等）での放映や動画配信サービスで視聴可能。今年でテレビアニメ放映10周年。海外では韓国や中国、アメリカ、ヨーロッパなどでも人気の作品。
- ・あらすじ：ある日突然、異世界に召喚された少年・スバルが、自身の死により時間を巻き戻す能力「死に帰り」を使い、過酷な運命に抗う姿を描いた異世界ファンタジー。伏線が張り巡らされた緻密なシナリオや人間味あふれる魅力的なキャラクター、重厚なストーリーで熱狂的な支持を集めている。
- ・本県以外の連携企画の状況：JR東海（「Re：ゼロから始める異世界旅行」キャンペーン）、北海道札幌市（さっぽろ雪まつり）、青森県青森市（青森ねぶた祭）等と連携実績があり、広く認知されているアニメ。

2 鳥取県との連携企画の内容及び実施結果

テレビアニメ第4期のストーリーが砂丘から塔を目指す物語であることから、権利元であるKADOKAWA側より鳥取砂丘のある鳥取県との連携について提案があり、連携企画が実現したもの。

<主な連携企画の概要>

(1) 「Re:ゼロから始める鳥取スタンプラリー」の実施（4/19～8/31）

砂漠の果てにある塔を目指すテレビアニメ第4期の世界観に沿って、鳥取砂丘から夢みなとタワーまで県内5か所のスポットを巡り、キャラクタースタンプを集めていくスタンプラリーを実施。各スポットには、人気キャラクターの等身大パネル展示のほか、集めたスタンプの数に応じてプレゼントを贈呈

・スポット：鳥取砂丘ビジターセンター、フィールドハウス、わらべ館、円形劇場、夢みなとタワーの5か所

・プレゼント：3か所でポストカード（10,000人）、5か所でオリジナル「エミリア砂スタンド」（2,000人）

※「エミリア砂スタンド」については、開始当初先着受付で実施したところ、開始から1週間で1000個配布終了。追加1000個分については、実施期間満了までにコンプリートした方を対象に抽選で決定し、9月中旬以降に送付予定。

【参加状況（8/31終了時）】

・スタンプラリー参加者数 24,306名 ・ポストカード配布枚数 7,762枚 ・エミリア砂スタンド抽選申込者数 1,500名

(2) 「リゼロとっとりSNSキャンペーン」の実施（4/19～8/31）

鳥取県公式とリゼロ公式の両方のXアカウントをフォローし、「鳥取県のリゼロにまつわる場所」の写真等を指定のハッシュタグ（#リゼロとっとり、#撮影場所（例）鳥取砂丘）をつけて投稿すると、抽選で18名にリゼロオリジナルグッズ（サイン入りTシャツ等）を進呈。

【応募状況（8/31時点）】

・「#リゼロとっとり」の投稿者数 910件。

(3) 連携記念オリジナル砂レリーフの設置（4/20～8/31）

主人公「スバル」など主要キャラクター7体をあしらった砂のレリーフを、夢みなとタワーのロビーに設置。

(4) リゼロ鳥取県観光ロケ番組の放送 (6/24、7/1)

リゼロの声優陣が県内のスタンプラリースポットや観光スポットを巡っている様子や主題歌を歌っている鈴木このみさんが砂丘で歌唱している映像を盛り込んだテレビ特番を2週にわたって放送。

【県の取組状況】

- 1 本連携企画は、同アニメ第4期のストーリー（砂丘から塔を目指す物語）が鳥取砂丘や夢みなとタワーを有する本県における県内周遊の促進策として親和性があることを理由とし、採用したもの。当該作品の放映に合わせ、その世界観とともに県内周遊を楽しんでもらうため、世界観やキャラクター性を尊重しつつ、作品本来の表現を損なわない形で、権利元等と調整し、県がポスター等を制作して実施したもの。
- 2 本作品には一部戦闘や殺人等の場面が含まれており、有害図書類に指定（※1）されていないか、制作する広報物等のデザインが性別や障がいの有無による差別を助長する表現となっていないか確認するなど、鳥取県青少年育成条例や鳥取県男女共同参画推進条例、鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例等の趣旨も踏まえつつ、実施してきたものであり、「鳥取県行政広報物ガイドライン」（※2）の内容についても把握の上で行っている。
- 3 本事業は、鳥取県事務処理権限規則に基づき、定められた決裁権者の決裁を経て実施してきたほか、本連携企画の意図や作品の概要などは、知事や部局長等とも情報共有しながら進めてきた。
- 4 水着様の衣装を着用するキャラクターについては、第4期のキャラクター設定どおりのイラストを採用しており、性的な表現を訴求することを目的とした表現や固定的性別役割分担意識を助長させるような表現にはなっていない。なお、水着姿のキャラクターは、他の連携企画で使用している例がある。
- 5 車いすのキャラクターについても、第4期のキャラクター設定どおりのイラストを採用している。車いすそのものを特別視したり、利用者への差別等を連想、助長する表現とはなっておらず、当該キャラクターの昏睡状態からの回復を目指して冒険に挑むストーリーを尊重して使用しているものである。

＜本連携企画に関して県が制作した広報物・展示物等＞

- ・ポスター 100部 ・スタンプラリー台紙 40,000部 ・オリジナルポストカード 10,000部
- ・エミリア砂スタンド2,000個 ・オリジナル砂レリーフ1個 ・キービジュアルバックパネル1個



（※1）有害図書類の指定

鳥取県青少年健全育成条例の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類のうち、内容が「条例に定める基準」（著しく青少年の性的感情を刺激したり、著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発又は助長しその健全な成長を阻害するおそれのあるもの等）に該当するおそれのある図書類を自動的に有害図書類とする制度で、有害図書類の影響から効果的に青少年を保護しようとするもの。

（※2）「鳥取県行政広報物ガイドライン」

県が作成する行政広報物において、鳥取県男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女の不平等や性別による役割分担の偏りを固定するような表現を避け、男女共同参画の視点に立った表現とするためのガイドライン。庁内DBにより庁内に周知されており、①男女双方を念頭に置き、いずれかに偏ることがないように配慮する ②固定的な見方にとらわれない、新たな表現を積極的に行う ③男女を公正に扱うよう配慮することを基本的な考えとしている。

なお、当該ガイドラインは作成者（課）の自己点検を前提にしたものであり、所管課への相談は任意となっている。